

解体工事の入札に係る最低制限価格の算出方法について（お知らせ）

解体工事の入札に係る最低制限価格の算定方法を、令和7年4月1日から下記のとおりとします。なお、解体工事以外の工事については変更ありません。

【算出式】

- (1) 直接工事費×75%
- (2) 共通仮設費×90%
- (3) 現場管理費×90%
- (4) 一般管理費×55%

※(1)～(4)を合計した額に、1.00000 から 1.01000 までのランダム係数を掛けた金額とする。(円未満切り捨て)

※算出した額が設計金額の90%を超えた場合は90%の額、70%に満たない場合は70%の額とする。(円未満切り捨て)

【適用理由】

1. 解体工事は品質を確保すべき成果品（建築物等）がないこと。
2. 他の工事と異なり産業廃棄物管理票（マニフェスト）により契約の適正な履行を確保することが可能であること。